

千葉県立保健医療大学懲戒調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県立保健医療大学懲戒規程における学生の懲戒事案について調査するため、懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 懲戒に係る事案に関する学生及び関係者からの事情聴取、事実関係の調査
- (2) 上記の内容に関する調査報告書及び懲戒案の作成と学長への提出
- (3) 懲戒に対する再審査請求に係る調査

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 学科長
- (5) 専攻長
- (6) その他学長が必要と認める者

(委員会)

第4条 委員長は副学長を、副委員長は委員長の指名する者をもって充てることとする。

2 委員長は、委員会を総理する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時は、その職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 委員長は、必要に応じて委員会に構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(プライバシーの配慮)

第5条 委員会は、要請された事案への対応に際して、当該学生及び関係者のプライバシーに配慮し、個人の秘密を厳守しなければならない。

(報告)

第6条 委員会は、調査・審議した事項について調査報告書及び懲戒案として学長に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。